



2019那須野巻狩まつりは10月26・27日開催

まつりの出店者やイベント参加者などを募集します

源頼朝が鎌倉時代に那須野が原で行ったと言われる「那須野巻狩」。那須野巻狩まつりでは、当時の狩りの様子を音や踊りで感じたり、「巻狩鍋」に舌鼓を打ったり、数多くのイベントが行われます。皆さんも一緒に盛り上げ、共に楽しみましょう！

とき **10月27日(日)** 午前9時～午後3時 ところ **那珂川河畔運動公園**

(大将鍋出陣式は10月26日(土)午前9時30分～午後3時まで那須塩原駅西口駅前広場で行われます)

まつりを盛り上げ、支えてくれる人を募集します

巻狩踊り大会

▶対象

- ・個人の部:自由参加(当日受け付け)
- ・団体の部:1団体10人以上

入賞団体には賞金を贈呈!

- 頼朝賞 1団体 賞金5万円
- 政子賞 2団体 賞金3万円
- 巻狩くん賞 3団体 賞金2万円
- 仮装大賞(併賞なし) 1団体 賞金5万円
- ※入賞しなかった場合でも奨励賞1万円を贈呈します。

▶その他 巻狩まつりをイメージした服装で参加してください

※着替え用テントあり。



巻狩ショー

▶内容 狩りを再現した子ども向けイベント

▶対象 どなたでも(定員200人)

▶その他 衣装は用意してあります ※着替え用テントあり。

共通事項

▶申込期限 9月20日(金)

▶申し込み・問い合わせ

那須野巻狩まつり実行委員会事務局

(商工観光課内) ☎0287(62)7154

一般ボランティアスタッフ

▶内容 会場内の清掃や美化活動

▶対象 18歳以上の市民

企業などのPR・販促に！出店者を募集します

物産企業フェア

▶出店内容 飲食、物販、企業PRなど

▶出店料 1小間1万円(上限6小間)

※椅子、テーブルはレンタル可能です(有料)。

※原則テント内での出店ですが、2小間以上の出店で、テントがあると出店できない場合に限り、テントなしでの出店も可能です。

▶対象 市民、市内に事業所を有する人



産業交流フェア

▶出店内容 飲食、物販、企業PRなど

▶出店料 1小間1万円(上限2小間)

※椅子、テーブルのレンタル可能(有料)。

▶対象 市外事業所

共通事項

▶スペース 1小間(間口2.7m、奥行3.6m)

※場所はくじ引きで決定します。

▶申込期間 9月2日(月)～20日(金)

※出店スペースには限りがあります。

▶申し込み・問い合わせ 市商工会 ☎0287(62)0373



消費税率引き上げにより

水道・下水道に関する料金などを改定します

▶問い合わせ

☎0287(37)5213

☎0287(37)8479

10月1日から消費税率が10%に引き上げられるに伴い、各種料金も次のとおり改定します。ただし、9月30日以前から継続して水道・下水道を利用している場合には、経過措置として10月1日以降の初回検針分に限り、従来の消費税率8%を適用します。

(今回の改定は消費税率の引き上げに伴うもので、消費税相当額を除いた料金と加入金の金額には変更ありません。)

水道

●水道料金(税抜き)

| 水道メーターの口径 | 基本料金(2カ月あたり) |
|-----------|--------------|
| 13mm | 1,730円 |
| 20mm | 2,500円 |
| 25mm | 4,910円 |
| 30mm | 7,030円 |
| 40mm | 11,810円 |
| 50mm | 19,510円 |
| 75mm | 41,570円 |
| 100mm | 71,860円 |
| 150mm | 166,560円 |

+

| 従量金額(1mあたり) |
|--------------------|
| 使用量が20mまでの分: 80円 |
| 使用量が20mを超える分: 166円 |

●水道加入金(税込み)

| 水道メーターの口径 | 水道加入金額 |
|-----------|------------|
| 13mm | 55,000円 |
| 20mm | 110,000円 |
| 25mm | 165,000円 |
| 30mm | 275,000円 |
| 40mm | 495,000円 |
| 50mm | 770,000円 |
| 75mm | 1,760,000円 |

●水道料金の計算方法

(基本料金+従量料金×使用水量[m])×1.1(消費税計算)

○計算例(水道メーターの口径が13mmで2カ月あたりの使用水量が60mの場合)

(1,730円[基本料金]+80円[従量料金]×20m[使用水量]+166円×40m[使用水量])×1.1[消費税計算]=10,967円

※1円未満の端数が生じたときは切り捨て。

下水道

●下水道使用料(税抜き)

※2カ月分。

| 区分 | 基本使用料 金額 | 従量使用料(1mあたり) | |
|-----|-------------------|---------------|------|
| | | 排水量 | 金額 |
| 一般用 | 2,200円 | 20mまで | 35円 |
| | | 20mを超え40mまで | 105円 |
| | | 40mを超え60mまで | 113円 |
| | | 60mを超え100mまで | 121円 |
| | | 100mを超え200mまで | 127円 |
| | | 200mを超えるもの | 133円 |
| 湯屋用 | 600mまで 30,000円 | 600mを超えるもの | 50円 |

○計算例(60mを使った場合)

((60m-40m)×113円+5,000円)×1.1[消費税計算]=7,986円

※1円未満の端数が生じたときは切り捨て。

※排水量が0mの場合は2,200円[基本使用料]×1.1[消費税計算]=2,420円

●下水道使用料の計算方法

| | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 1~20m ³ | 排水量×35円+2,200円 |
| 21~40m ³ | (排水量-20m ³)×105円+2,900円 |
| 41~60m ³ | (排水量-40m ³)×113円+5,000円 |
| 61~100m ³ | (排水量-60m ³)×121円+7,260円 |
| 101~200m ³ | (排水量-100m ³)×127円+12,100円 |
| 201m ³ ~ | (排水量-200m ³)×133円+24,800円 |

下水道使用料は、平成30年10月請求分から改定しました。新使用料が旧使用料より高くなる場合は、令和6年9月請求分まで軽減措置が適用されます。上の表は、軽減措置が無い場合の金額です。詳しくは市ホームページを確認してください。